

Title	2) 「研究開発コロキウム」報告〔要約版〕：〔グローバルCOE〕採択： 告白 の現代
Author(s)	春木, 奈美子; 伊藤, 良子; 熊谷, 哲也; 河野, 一紀; 田多井, 俊喜; 谷垣, 紀子; マリア・ルシア・コレア; 平井, 久世
Citation	研究開発コロキウム：平成20年度 成果報告書 (Colloquium for Educational Research and Development) (2009): 24-25
Issue Date	2009-03-31
URL	http://hdl.handle.net/2433/143129
Right	
Type	Article
Textversion	publisher

〈告白〉の現代
Confession Today

研究代表者 春木 奈美子 (D1) 教員 伊藤 良子
研究分担者 熊谷 哲也 (D5) 河野 一紀 (D1) 田多井 俊喜 (M3)
谷垣 紀子 (M3) マリア・ルシア・コレア (D2)
平井 久世 (D1)

〔研究目的〕

個人にとって極めて内的なことがらを——それが受け入れられるかどうか分からないという意味では、ある種の賭けのようなかたちで——〈他者〉に宛てて語る。〈告白〉という行為は、キリスト教における告解の伝統にもみられるように、主体の内面性の形成に深く関わる営みといえるだろう。本研究では、〈告白〉をめぐる現代的状況を、主体の内面性をひとつの軸として、明らかにし、そこに臨床的に応用可能な提言を行うことを研究目的とした。

〔研究経過〕

本研究は、おおきく2つのアプローチを採用した。作品・資料を用いた文献研究と、インタビューなどを交えた実地調査である。

はじめに、文献に基づく研究では、文学作品（川端康成、三島由紀夫）やある精神病患者（シュレーバー）の手記などを素材とし、精神分析学、文学、社会学、ジェンダー論等、各研究メンバーの専門領野の知を動員しつつ、〈告白〉のあり方を分節化する作業を試みた。またこの作業と平行して、宗教における告白の歴史を追った。

続いて、実地調査でも、主体の内面性という観点から〈告白〉を問うという本研究の立場は変わらない。具体的には、性同一性障害と分類される（生物学的な性と自身の性の自認に齟齬のある）方々に個別のインタビュー調査を行い、告白という言語行為の内実に迫った。性別という、一見単純でありながらも、やはり深淵な問題を抱え続ける人々の告白（カミング・アウト）は、告白の現代的状況を捉えるうえで、貴重な示唆を与えてくれた。

なお、これらに並行して、週一回の輪読会をおこなった（アウグスティヌス『告白』、デカルト『省察』など）。

〔研究成果〕

キリスト教における告白 **Confession** というと、罪の告白を一番に思い浮かべる人もいるかもしれないが、それはまずなによりも信仰告白を示す。そもそも信仰告白を欠いた罪の告白というものは、真実ではありえないであって、その意味で信仰告白は、告解の前提条件ともいえるのである。ところで信仰告白とは、イエス・キリストに対する自己の信仰を明確な言葉で言い表すこと、とされる。しかしこれは、神のみ業のすべてを明確完全に知ることとは実は関係がない。信仰告白は、宣教師の言葉を聞き、「汝これを信じるか」と問われ、「我信ず」と応答するものであらねばならない。もちろんこれは強制であってはならず、自己の責任と決断によって、教会の信仰告白に同意を表明するものである。だがしかし信仰告白の対象についての知は、そこで必ずしも必要ではない。ここにはひとつの飛躍がないだろうか。信仰する者にとっては不可欠な行為であるある信仰の告白は、それなしでは世界から見放されて存在することにも等しい。それゆえ「汝信じるか」という問いに「我信ず」ということは、義務でなくとも、それ以外の選択の余地はない。それは問われた時点で答えを強制された選択なのである。これがなければ、生がはじまらない以上、個人が世界と契約するその瞬間は、もうすでに常に決定済みなのである。あらゆる信に知が同居しているとすれば、ここには特殊な形で知が信に基盤を与えているといえる。この不可解な信の発露を愛の萌という美しい比喩で語ることもできただろう、しかしここでその誘惑には一步距離を置き、むしろ愛を語ることのなかに、最初の失われた契約の次元を見て取ることを試みた。

本研究は、テーマの深さとメンバーの構成が相まって領域横断的なものになったが、いずれの作業も人間がひとつの記号として世界へと入録されるこの契約の瞬間を分節化しようとする試みであったと言えるかもしれない。それは時に神への愛であり、国家への愛であり、父への愛であり、母への愛として語られたりするのだけれども、愛について語る主体が、そうした決定的瞬間の立ち現れに立ち会う可能性は、新たな主体の可能性と等値することができるだろう。かつて経験されたことのないこの契約の次元を、臨床場面は常に、射程にいれねばならない。そこで臨床的応用可能性としては、そうした告白を可能する条件としての場についての考察を加えた。

なお、紙面の関係上、こうした調査・研究の成果のひとつひとつをここで紹介することはできない。これらについては来年度以降随時、学会等で発表の予定であるので、詳細についてはそちらを参照されたい。